どちらか選択

消　防　計　画

防火対象物の形態等に応じて、内容の変更、追記又は削除をしてください。

区分〔 単一権原 : 複数権原 〕

第　1　章　　総　　則

（目的）

第１条　この計画は、消防法第８条第１項に基づき○○ビル又は○○ビル○階の防火管理業務について必要な事項を定め火災等の災害の予防及び人命安全確保並びに被害の防止を図ることを目的とする。

（消防計画の適用範囲）

第２条

(1)　この計画に定めた事項については、次の部分及び者に適用し、守らなければならない。

ア　当該管理権原の及ぶ範囲は、○○ビル全体又は○○ビル○階部分とする。

イ　○○ビル又は○○ビル○階に勤務し、出入りする全ての者

※ウ　防火管理業務の一部を委託している者

(2)　その他

防火管理業務の一部を受託している○○○警備株式会社

（管理権原者）

第３条

(1)　管理権原者は、○○ビル又は○○ビル○階の防火管理業務について、全ての責任を持つものとする。

(2)　管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権原を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。

(3)　管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。

(4)　管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等の不備・欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

※(5)　管理権原者は、統括防火管理者を中心に各管理権原者と協力し、防火安全性の向上に努めるものとする。

（防火管理者）

第４条　防火管理者は、次の業務を行う。

(1)　消防計画の作成（変更）

(2)　消火、通報、避難誘導などの訓練の実施

(3)　火災予防上の自主検査の実施と監督

次の項目を実施し、不備・欠陥箇所がある場合は、改修促進を図る。

ア　建物（　基礎部、外壁、内装、天井、屋外階段　）

イ　防火施設（　防火戸、防火シャッター、防煙たれ壁　）

ウ　避難施設（　階段、避難口　）

エ　電気設備（　変電室、分電盤、ネオン管灯設備　）

オ　危険物施設（　少量危険物貯蔵取扱所、屋内貯蔵所、屋内タンク貯蔵所　）

カ　火気を使用する設備器具（以下「火気設備器具」という。）

（　給湯設備、ガス設備、ボイラー　）

キ　消防用設備等・特殊消防用設備等（　消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、放送設備、避難器具、誘導灯、連結送水管　）

(4)　防火対象物の法定点検の立会い

(5)　消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備及び立会い

(6)　改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
(7)　火気の使用、取扱いの指導、監督
(8)　収容人員の適正管理
(9)　従業員等に対する防災教育の実施
(10)　防火管理業務従事者（防火担当責任者等）に対する指導、監督
(11)　管理権原者への提案や報告
(12)　放火防止対策の推進
(13)　その他
※(14)　統括防火管理者への報告

（消防機関への報告及び連絡）
第５条　防火管理者は、次の業務について消防機関へ報告、届出及び連絡を行う。

種　　別	届出等の時期	届出者等
⑴　防火・防災管理者選任（解任）届出	防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき	管理権原者
⑵　消防計画作成（変更）届出	消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したとき ア　管理権原者又は防火管理者の変更 イ　自衛消防隊の変更 ウ　用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等・特殊消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更 エ　防火管理業務の一部委託に関する事項の変更	・防火管理者 ・管理権原者
⑶　訓練実施の通報	自衛消防訓練を実施する前	防火管理者
⑷　消防用設備等・特殊消防用設備等点検結果報告	1年　・　3年　に１回（総合点検終了後の消防用設備等・特殊消防用設備等点検結果報告書） どちらか選択	防火管理者の確認を受けた後に報告する。
※⑸　防火対象物定期点検結果報告	1年　に１回	管理権原者
⑹　その他 ・消防用設備等の設置届 ・防火対象物使用開始届	（消防用設備等を増設、移設、取替えした場合）	（関係者）

（防火管理維持台帳の作成、整備及び保管）
第６条　管理権原者は、消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等をこの消防計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備し、保管する。

第　２　章　　予　防　管　理　対　策

（防火担当責任者等の業務）

第７条　防火管理者のもとに所定の区域ごとに防火担当責任者及び火元責任者（以下「防火担当責任者等」とする。）をおき、これを次のとおり定めて日常の火災予防の徹底を図る。

※⑴　防火担当責任者

・　担当区域の火災予防について責任を持つとともに、火元責任者に対し指導監督を行う。

・　防火管理者の補佐を行う。

【担当者】

担当区域	職	氏名
１階	１階売場主任	○○　○○
２階	２階売場主任	○○　○○
３階	３階売場主任	○○　○○
４階	４階売場主任	○○　○○
５階	５階売場主任	○○　○○

⑵　火元責任者

担当区域の火災予防について次表に基づき自主検査し、防火管理者に報告する。

点検対象	実施頻度
通路階段等	１日１回以上
防火区画	１日１回以上
消防用設備等	１日１回以上
火気使用設備	毎日終業時

【担当者】

担当区域	職	氏名
日用品売場	○○	○○　○○
婦人服売場	○○	○○　○○
紳氏服売場	○○	○○　○○
家具売場	○○	○○　○○
子供服売場	○○	○○　○○

（火災予防上の自主点検、法定点検）

第８条　消防用設備等の点検については、法定点検及び自主点検（点検票「別紙１」）を次により行い、自主点検は主として外観的な点検とし法定点検の実施時期と重複しない時期に実施する。

消防用設備等	自主点検 実　施　月	法定点検実施月	
		機器点検	総　合　点　検
消火器	○月・○月	○月・○月	
屋内消火栓設備	○月・○月	○月・○月	○月
スプリンクラー設備	○月・○月	○月・○月	○月
自動火災報知設備	○月・○月	○月・○月	○月
ガス漏れ火災報知設備	○月・○月	○月・○月	○月

放送設備	○月・○月	○月・○月	○月
避難器具（例：緩降機）	○月・○月	○月・○月	○月
誘導灯	○月・○月	○月・○月	
連結送水管	○月・○月	○月・○月	○月
排煙設備	○月・○月	○月・○月	○月
自家発電設備	○月・○月	○月・○月	○月
総合操作盤	○月・○月	○月・○月	○月
配線	○月・○月	○月・○月	○月
	月・　月	月・　月	月
	月・　月	月・　月	月
	月・　月	月・　月	月

※（共用部分等の点検）
第８条の２　共用部分のうち当該管理する範囲の消防用設備等、防火・避難施設等の自主点検は、建物所有者と協力し実施するものとする。

（報告等）
第９条
(1)　自主検査、自主点検及び法定点検の実施者は、定期的に防火管理者に報告するものとする。ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに防火管理者に報告する。
(2)　防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修しなければならない。
(3)　防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を策定する。
※(4)　防火管理者は、日常点検及び法定点検の結果を統括防火管理者に報告するものとする。
※(5)　防火管理者は、不備、欠陥部分の改修結果、改修計画を統括防火管理者に報告するものとする。

第　３　章　　火　災　予　防　措　置

（従業員等が守るべき事項）
第10条
(1)　従業員等は、避難口、廊下、階段などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火設備が有効に機能するように次の事項を行わなければならない。
ア　避難口、廊下、階段、通路には、物品を置かない。
イ　階段等への出入口に設けられている扉の開閉(熱･煙等により自動的に閉まる扉を含む。)を妨げるように物品が置いてある場合は、直ちに除去する。
※ウ　防火シャッターの降下位置又はそのすぐ近くに物品が置いてある場合は直ちに除去する。
エ　上記において物品を容易に除去できない場合は、直ちに防火管理者に報告する。
オ　その他

⑺　担当する階の非常口等の管理状況について、常に確認しておく。（例～飲食店等）

㈠　担当する階の非常口等のマスターキーの管理について、常に確認しておく。（例～ホテル等）

(2)　火気等の使用制限等

ア　喫煙管理について常に注意し、火気設備器具の自主検査と合わせて、終業時等に後始末を完全にすること。

イ　喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わない。

ウ　火気設備器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。

エ　火気設備器具は指定された場所で使用する。

オ　燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近して使用しない。

カ　危険物、火薬等の持込の禁止又は制限

キ　その他

㈠　客席内において、観客等の喫煙制限について万全を図る。（例～劇場等）

㈡　吸殻の回収は定期的に行い、他のごみと分別する。（例～遊技場等）

㈢　厨房内は常に整理整頓し、厨房の排気ダクト等は定期的に清掃する。（例～飲食店等）

（収容人員の管理）

第11条　一時的な催物等により、混雑が予想される場合には、避難通路の確保、避難誘導員の配置など必要な措置を図るものとする。

（工事中の安全対策の策定）

第12条

(1)　防火管理者は、工事を行うときは、必要に応じて消防機関に消防計画の変更届出を行うとともに、工事中は防火上の安全対策を確認する。

(2)　工事人等の遵守事項

防火管理者は、工事人に対し、次の事項を周知し遵守させる。

ア　溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保すること。

イ　工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。

ウ　火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について、定期に防火管理者に報告させること。

エ　危険物等を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の了承を受けること。

オ　放火を防止するために、資器材等の整理整頓をすること。

カ　その他

防火管理者の指示すること。

（放火防止対策）

第13条

(1)　死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。

(2)　物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。

(3)　建物内外の整理整頓を行う。

(4)　トイレ、洗面所の巡視を定期又は不定期に行う。

(5)　終業時には、火気及び施錠の確認を行う。

(6)　その他

ア　警備員による巡回は、定期的に行う。（例～百貨店等）

イ　裏口からの出入りする者のチェックを行う。（例～病院等）

ウ　社内研修等を通じて、放火防止教育を行う。

第　4　章　　自　衛　消　防　活　動　対　策

（自衛消防活動）

第14条　自衛消防隊の編成は、別表のとおりとし、この別表は見やすいところに掲示する。

（避難経路図等）

第15条　自衛消防隊長は、人命安全を確保するため消防設備等の設置及び屋外へ通じる避難経路を明示した別図２により避難経路図を作成し、従業員すべてに周知徹底しなければならない。

第　5　章　　震　災　対　策

（日常の地震対策）

第16条　震災時の被害を予防するため次のことを行う。

（1）地震対策を実施する責任者は、　○○　○○　とする。

（2）地震時の災害を予防するため、次の事項を実施する。

ア　ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。

イ　窓ガラスの飛散防止措置及び看板、広告塔等の落下防止措置を行う。

ウ　火気設備器具等からの出火防止措置を行う。

エ　危険物等の流出、漏えい防止措置を行う。

オ　その他

ガス等の流出、漏えい防止措置を行う。

※（3）　下表のとおり、地震時の非常用物品等を確保する。

備蓄品目	備蓄場所
1　飲料水 2　非常用食料（缶詰、乾パン等） 3　医薬品 4　懐中電灯 5　携帯ラジオ 6　携帯用拡声器 7　救出用資機材	防災センター・警備員室・事務室・倉庫

（地震後の安全措置）

第17条

（1）地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

（2）火気設備器具の直近にいる従業員は、元栓・器具栓を閉止又は電源遮断を行い、各防火担当責任者はその状況を確認する。

（3）出火状況の確認、けが人の発生状況を確認する。

（4）地震動終了後、防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備器具及び危険物施設等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は応急措置を行う。

（5）各設備器具は、安全を確認した後、使用する。

（地震時の活動）

第18条　地震時の活動組織は、火災時の自衛消防の組織とし、次の事項を行う。

（1）　情報収集等

通報連絡班は、次のことを行う。

ア　テレビ、ラジオ、インターネットなどにより、情報の収集を行う。

イ　混乱防止を図るため、必要な情報は在館者に知らせる。

ウ　その他

通報連絡班は、携帯電話、無線機及び館内設備等を有効に活用し、連絡体制を密にする。

(2)　救出、救護

ア　救出、救護活動にあたっては、応急救護班を中心とし、他の自衛消防隊員も活用して実施する。

イ　負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、地震時の被害状況により緊急を要するときは、救護所、医療機関に搬送する。

ウ　その他

地震時の災害規模によって、消防隊等による救出が困難であると予想される場合は、救出資器材を活用して救助作業を行う。

(3)　避難誘導等

ア　各避難誘導班は、在館者の混乱防止に努め、次のことを行う。

⑺　在館者を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで、照明器具などの転倒落下に注意しながら、安全な場所で待機させる。

⑴　在館者を避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。

⑼　避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。

⑽　避難誘導は、避難誘導班員を配置して行う。

⑾　その他

避難は、人員確認後行う。

イ　各安全防護班は、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行う。

※ウ　その他

避難、避難誘導は全体についての消防計画に基づき、各事業所の避難誘導班と協力して行う。

※（南海トラフ地震防災対策計画）

第19条　南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る防災対策については、別記「南海トラフ地震防災規程」において定めるものとする。

第　6　章　　防　災　教　育　及　び　訓　練

（防災教育の実施）

第20条　防災教育の実施時期等は次表のとおりとする。

対象者	実施時期	教育内容
全従業員	○月、○月	・消防計画の周知徹底 ・火災予防上の順守事項 ・従業員各自の任務と活動 ・消火器等の消防用設備等の使用方法 ・その他防火管理上必要な事項

（訓練の実施）

第21条

(1)　訓練の実施時期・実施内容

訓練の種別		実施時期	備　　考
総合訓練		○月、○月	・　通報、消火、避難の訓練の要素を取り入れた総合訓練を実施する。
部分訓練等	消火訓練	○月、○月	・　消火器、屋内消火栓等の取り扱い要領
	通報訓練	○月、○月	・　消防機関への通報要領及び関係者への連絡要領
	避難訓練	○月、○月	・　避難誘導要領

(2)　訓練の参加者

ア　自衛消防隊員

イ　正社員、パート、アルバイト

※(3)　その他

全体の消防計画に基づくビル全体で実施する訓練に参加する。

（訓練の実施報告）

第22条　防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合は別紙２『自衛消防訓練通報書』により、事前に広島市　○○○　消防署長に通知するものとする。

第　7　章　　休日、夜間の防火管理体制

（休日、夜間の火災予防管理）

第23条　休日、夜間等従業員の数が著しく少なくなる時間帯においては、あらかじめ巡回者及び巡回範囲を定めて巡回し、火災予防上の安全確保に努める。

（休日、夜間における自衛消防活動）

第24条　休日、夜間等従業員の少ない時間における自衛消防活動は、第14条で定める任務分担に基づき、在館する隊員が次の措置を行う。

(1)　通報連絡

(2)　初期消火

(3)　避難誘導

(4)　消防隊への情報提供

(5)　緊急連絡網による関係者への連絡

第　8　章　　防火管理業務の一部委託

（防火管理業務の一部委託）

第25条　防火管理に関する業務の一部を別紙３のとおり　○○○警備株式会　に委託する。

付　　則

この消防計画は、（元号）○○年○○月○○日から施行する。

消防用設備等・特殊消防用設備等自主点検チェック表

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器 （　年　月　日実施）	⑴　設置場所に置いてあるか。 ⑵　消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 ⑶　安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 ⑷　ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 ⑸　圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 泡消火設備（移動式） （　年　月　日実施）	⑴　使用上の障害となる物品はないか。 ⑵　消火栓扉は確実に開閉できるか。 ⑶　ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 ⑷　表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備 （　年　月　日実施）	⑴　散水の障害はないか。（例　物品の集積など） ⑵　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 ⑶　送水口の変形及び操作障害はないか。 ⑷　スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 ⑸　制御弁は閉鎖されていないか。	
水噴霧消火設備 （　年　月　日実施）	⑴　散水の障害はないか。（例　物品の集積など） ⑵　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 ⑶　管、管継手に漏れ、変形はないか。	
泡消火設備（固定式） （　年　月　日実施）	⑴　泡の分布を妨げる物がないか。 ⑵　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 ⑶　泡のヘッドに詰まり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 （　年　月　日実施）	⑴　起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。（手動式起動装置） ⑵　手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 ⑶　スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 ⑷　貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋外消火栓設備 （　年　月　日実施）	⑴　使用上の障害となる物品はないか。 ⑵　消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか。 ⑶　ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	
動力消防ポンプ設備 （　年　月　日実施）	⑴　常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 ⑵　車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。 ⑶　管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	
自動火災報知設備 （　年　月　日実施）	⑴　表示灯は点灯しているか。 ⑵　受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 ⑶　用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 ⑷　感知器の破損、変形、脱落はないか。	
ガス漏れ火災警報設備 （　年　月　日実施）	⑴　表示灯は点灯しているか。 ⑵　受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 ⑶　用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 ⑷　ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食等がないか。	
漏電火災警報器 （　年　月　日実施）	⑴　電源表示灯は点灯しているか。 ⑵　受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油煙、ホコリ、錆等で固着していないか。	
非常ベル （　年　月　日実施）	⑴　表示灯は点灯しているか。 ⑵　操作上障害となる物がないか。 ⑶　押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放送設備 （　年　月　日実施）	⑴　電源監視用の電源電圧計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 ⑵　放送設備により、放送ができるかどうか。	
避難器具 （　年　月　日実施）	⑴　避難に際し、容易に接近できるか。 ⑵　格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在が分かりにくくなっていないか。 ⑶　開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部を塞いでいないか。 ⑷　降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 ⑸　標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯 （　年　月　日実施）	⑴　改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 ⑵　誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないか。 ⑶　外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 ⑷　不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水 （　年　月　日実施）	⑴　周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。 ⑵　道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入通路が確保されているか。 ⑶　地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 （　年　月　日実施）	⑴　送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。 ⑵　送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 ⑶　散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 ⑷　散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管 （　年　月　日実施）	⑴　送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。 ⑵　送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 ⑶　放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 ⑷　放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 ⑸　表示灯は点灯しているか。	
非常コンセント設備 （　年　月　日実施）	⑴　周囲に使用上障害となる物がないか。 ⑵　保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉が開閉できるか。 ⑶　表示灯は点灯しているか。	
検査実施者氏名		防火管理者確認

（備考）不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。（凡例）○：良　×：不備・欠陥　△：即時改修

別紙２

広島市 ＿＿ 消防署あて

□防火 □防災
管理者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

自 衛 消 防 訓 練 通 報 書

防火対象物の所在地	
防火対象物の名称	
実 施 日 時	年 月 日 時 分
実 施 場 所 等	□ 上記防火対象物 □ その他（ ） ※ その他の場合は研修名等を記載してください。
訓 練 種 別	□ 防火管理に係る訓練 □ 防災管理に係る訓練 □ 消火訓練 □ 避難訓練 □ 通報訓練（119 番通報及び火災通報装置による通報は行わないでください。） ※ 各訓練の実施方法については本市公式 HP（右記２次元コード）をご確認ください。 ページ名称：自衛消防訓練の疑問を解決します!! ページ番号：1013801
担 当 者	電話（ ） －

２次元コード

通 報 欄	＊ 受 付 欄（消防署使用欄）
事前通報（通報書提出）日 年 月 日	受付印（受報特記事項）

【留意事項】
- ○ 本書に必要事項を記入し、所轄消防署あて、1 部提出してください。
  なお、誤送信による個人情報漏洩防止の観点から、FAX での返信は行いません。
- ○ 所轄消防署への事前通報及び訓練の状況を防火管理維持台帳等へ記録してください。
- ○ 本書を保管することにより記録に代える場合は「通報欄」に「事前通報（通報書提出）日」を記載してください。)。
- ○ 雨天等で中止又は延期する場合は、所轄消防署へお知らせください。

【問合せ先】

中 消 防 署 （０８２－５４６－３５１１）	安 佐 南 消 防 署 （０８２－８７７－４１０１）
東 消 防 署 （０８２－２６３－８４０２）	安 佐 北 消 防 署 （０８２－８１４－４７９５）
南 消 防 署 （０８２－２６１－５１８１）	安 芸 消 防 署 （０８２－８２２－４３４９）
西 消 防 署 （０８２－２３２－０３８１）	佐 伯 消 防 署 （０８２－９２１－２２３６）

別紙３

防火管理業務の委託状況　（　　年　　月　　日現在）

防火対象物名称	○○○ビル
管理権原者氏名	○○　○○
防火管理者氏名	○○　○○
受託者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地）	氏名（名称）○○　○○
	住所（所在地）広島市○○区○○－○○　　ＴＥＬ（○○○）○○○－○○○○
	担当事務所　○○支店　　ＴＥＬ（○○○）○○○－○○○○ 所　在　地　広島市○○区○○－○○

委託者の行う防火管理業務の範囲及び方法	常駐方式	範囲	□　火気使用箇所の点検等監視業務 □　避難又は、防火上必要な構造及び設備の維持管理 □　火災が発生した場合の初動措置 □初期消火　□通報連絡　□避難誘導　□その他〔　　〕 □　周囲の可燃物の状況 □　その他〔　　〕		
		方法	常置場所	○○	常駐人員　○人
			委託する時間帯	□２４時間　□　＿＿時から　＿＿時まで	
	巡回方式	範囲	□　巡回による火気使用箇所の点検等監視業務 □　火災が発生した場合の初動措置 □初期消火　□通報連絡　□避難誘導　□その他〔　　〕 □その他〔　　〕		
		方法	巡回回数	○回	巡回人員　○人
			委託する時間帯	□２４時間　□　＿＿時から　＿＿時まで	
	遠隔移報方式	範囲	□　火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 □　火災が発生した場合の初動措置 □初期消火　□通報連絡　□避難誘導　□その他〔　　〕 □その他〔　　〕		
		方法	現場確認要員の待機場所	○○	到着所要時間　○○分
			委託する時間帯	□２４時間　□　＿＿時から　＿＿時まで	

※　該当事項の□内へ✓印及び必要事項を記入して下さい。

該当する方式の欄に必要事項を記入してください。

自衛消防隊の編成と任務（例）

※自衛消防隊本部長　○○　○○　（自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。）

自衛消防隊長　　○○　○○　※　（自衛消防隊本部長が不在の場合は、その任務を代行する。）

自衛消防副隊長　○○　○○　（隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する。）

本部隊の編成（平常時）		任務
指　揮　班	○○　○○ ○○　○○	1　隊長、副隊長の補佐 2　自衛消防本部の設置 3　地区隊への命令の伝達並びに情報の収集 4　消防隊への情報の提供並びに災害現場への誘導 5　その他指揮統制上必要な事項
通報連絡班	○○　○○ ○○　○○	1　消防機関への通報並びに通報の確認 2　館内への非常通報並びに指示命令の伝達 3　関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。）
消　火　班	○○　○○ ○○　○○	1　出火階に直行し、屋内消火栓による消火作業に従事 2　地区隊が行う消火作業への指揮指導 3　消防隊との連携及び補佐
避難誘導班	○○　○○ ○○　○○	1　出火階並びに上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達 2　非常口の開放並びに開放の確認 3　避難上障害となる物品の除去 4　逃げ遅れた者の確認及び本部への報告 5　ロープ等による警戒区域の設定
安全防護班	○○　○○ ○○　○○	1　火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 2　非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 3　エレベーター、エスカレーターの非常時の措置
救　護　班	○○　○○ ○○　○○	1　応急救護所の設置 2　負傷者の応急処置 3　救急隊との連携、情報の提供

別図１　　各階平面図　（管理権原の範囲は赤字で明示した部分です。）

建物の平面図を記載又は図面を添付してください。
また、枠内に記載できない等の場合は、必要に応じて別紙としてください。

別図２　　避難経路図

建物内からの避難経路を記載してください。
また、枠内に記載できない等の場合は、必要に応じて別紙としてください。

【消防用設備等】（例）

●　・・・消火器
⊗　・・・誘導灯
▨　・・・屋内消火栓
→　・・・避難経路